

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成24年8月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成24年7月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人鳥獣被害防止対策猟友会
- 3 代表者の氏名
牛木 義晴
- 4 主たる事務所の所在地
上越市栄町2丁目6番9号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、狩猟の知識の普及及び狩猟道德の向上を通じて、上越地域の農林漁業者に係る鳥獣被害の防止及び鳥獣資源の確保並びに狩猟の適正化を図り、農林水産業の振興に寄与することを目的とする。

- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
(1) 環境の保全を図る活動